

池田町家庭用防犯カメラの運用等に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付に伴い、個人情報の取扱いの適正化を図ることで、家庭用防犯カメラの設置及び運用によるプライバシーの侵害に対する町民等の不安を払拭することを目的としています。

2. 定義

(1) 家庭用防犯カメラ

犯罪の防止を目的として設置する映像機器及びこれに付属する機器であって、自宅等に設置するものをいう。

(2) 自宅等

自己の居住の用に供する建物（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。

(3) 公共の場所

道路、公園又は広場であって、不特定多数の者が自由に利用することができるものをいう。

(4) 画像

家庭用防犯カメラにより収集された映像及び家庭用防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。

3. 設置

(1) 家庭用防犯カメラは、屋外に設置し、撮影範囲には自宅等の敷地内及び公共の場所（道路、公園等）を含めることとし、隣接する建物や敷地を映さないように努めてください。

(2) 公共の場所の撮影範囲は、画像の2分の1程度の撮影となるように努めてください。

(3) 夜間も含めて24時間継続して撮影を行い、撮影した画像を保存してください。

(4) 家庭用防犯カメラで撮影する公共の場所から見やすい位置に、町から配布した「防犯カメラ作動中」のシールを分かるように表示してください。

4. 画像の適正な管理

(1) 画像が外部に漏れることがないように、厳重な管理を行ってください。

(2) 画像の保存期間は、防犯に必要な最小限の期間（2週間程度）としてください。

(3) 保存した画像の不必要な複写や加工は行わないこととし、保存期間が終了した時は、上書き、初期化などにより確実に消去してください。

(4) 記録媒体（記録媒体を内蔵しているものも含みます。）を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないよう処分してください。

5. 画像の提供について

設置者は、申請時に誓約していただいたとおり、次のいずれかに該当する場合に限り、第三者に画像を提供することができます。

- (1) 裁判官が発する令状又は法令に基づく文書による照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要性がある場合

6. 秘密の保持について

設置者は、家庭用防犯カメラの画像及び画像から知り得た個人情報を第三者に漏らさないようにしてください。また、それらを防犯の目的以外に使用しないでください。

7. 苦情等への対応

設置者は、家庭用防犯カメラの設置及び管理に関する苦情又は問合せに対して、自己の責任において誠実かつ迅速に対応してください。

8. その他

- (1) 設置後 5 年間は移設、撤去又は撮影範囲の変更をしないでください。
- (2) 職員が設置宅を訪問し、設置状況を確認させていただく場合があります。その際には、ご協力をお願いいたします